

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 ALIMDJANOV Sardor

論 文 題 目

A POLITICAL STUDY ON THE NATURE OF UZBEKISTAN'S
MAHALLA INSTITUTION AND ITS RELATIONSHIP WITH
LOCAL GOVERNMENT

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授	田村哲樹
名古屋大学大学院法学研究科教授	武田宏子
名古屋大学大学院法学研究科准教授	荒見玲子
愛知大学地域政策学部教授	後 房雄

論文審査の結果の要旨

別紙 1-2

I 論文の要旨

本論文は、1991年のウズベキスタン独立から現在までの国家建設過程において重視されてきた「マハリヤ」と呼ばれる近隣組織を対象として、その性格、特に政府との関係について、歴史的変遷、法制的位置づけ、初代大統領カリモフの政治的意図、マハリヤ議長へのアンケート調査、日本の町内会やインドネシアの Rukun Tetangga (RT) / Rukun Warga (RW) との比較研究など、多様な角度からの検討を加えて明らかにしたうえで、マハリヤが政府との関係で今後どのような方向に展開しうるかを考察したものである。

第1章は、マハリヤについての従来の研究の概略を紹介し(詳しい検討は第5章)、政府との関係を中心にしたマハリヤの性格の明確化と将来のありうる展開シナリオの考察という、本論文の二つの研究課題を提示したうえで、論文全体の構成を説明している。

第2章では、イスラム教の伝統を基礎にし、モスクを核とする伝統的共同体としてのマハリヤが、19世紀になってロシア帝国の支配システムの中にどのように組み込まれ、さらにはロシア革命以降のソ連時代に、社会主義体制の中でどのように位置づけられたかを歴史的に記述している。ソ連時代には、マハリヤは党の統制下に置かれ、体制の宣伝手段として用いられ、さらには、住民を監視・統制する組織として利用された。ただし、そのなかでも、ある程度の共同体的活動は維持され、マハリヤを通じた住民の相互扶助や情報交換が存続したことは重要である。

第3章では、1991年のウズベキスタン独立前後から25年に渡って初代大統領を務めた、イスラム・カリモフの国家建設およびその際のマハリヤの位置づけに関する政治思想の変遷を、彼のスピーチや論文の分析によって分析している。

2000年までの前半期においては、カリモフは、集権的計画経済の市場経済への移行を推進しつつ、経済が停滞するなかで国家の統治権力の集権化が必要だと判断していた。マハリヤは、底辺で国家機構を支えるとともに、政府による弱者保護を担う組織として位置付けられた。しかし、1995年以降経済状況が改善しはじめると、カリモフは民主主義の導入を試み始める。ただし、その場合の「民主主義」は、個人主義ではなく共同性を重視する東洋的民主主義であるべきだと主張している。

2001年以降の後半期に入ると、カリモフの重点は、経済から民主主義に移行していく。特徴的なのは、カリモフにおける民主主義的国家建設の主な内容が、国家の機能をマハリヤなどの自治組織やNGOへと徐々に委譲していくことだった点である。それにより、市民の公的活動や政治参加が促進され、自治組織やNGOが住民を害するような政府の活動を批判することも可能になると主張された。

こうした国家建設についての考え方の変化に伴って、マハリヤの位置づけも変化した。すなわち、前半期においては、当初の伝統的価値の回復や弱者保護のための基本単位といった認識から、次第に自治組織ないし民主主義的組織としての位置付けが見られるようになり、後半期においては、より積極的に市民社会の重要な要素であり東洋的民主主義の担い手として位置付けられるようになっていく。

第4章においては、マハリヤに関する法的規定の変遷を、1992年憲法、市民の自治組織に関する法律（1993年）、市民の自治組織に関する法律（新法、1999年）、市民総会の議長の選出に関する法律（2018年）という、4つの主要な法律を中心に検討している。その検討を踏まえて、マハリヤに関する様々な法的規定の中には、「市民の自治組織」、市民社会組織という規定と矛盾する規定が主に4つ存在していることが指摘されている。

第一は、マハリヤ議長とその他の役員が、公務員として公的予算から報酬を支払われていることである。第二は、マハリヤが担う一定の政府機能に関しては、マハリヤの決定がその地域の住民や団体に対して拘束力をもつと規定されていることである。第三は、マハリヤ議長の選挙過程において、市長が、市民総会が選出した候補者に対する拒否権を持っていることである。第四は、マハリヤと地方政府を繋ぐマハリヤによる民間組織として設置された各級の調整会議のメンバーの約9割が公職者によって占められ、マハリヤやNGOの代表は1割に過ぎないことである。

第5章は、アンケート調査の結果などに基づく、マハリヤに関する社会学的考察である。本章前半では、アブラムソン（1998年）、ロバートソン／カンガス（2002年）、スティーブンス（2005年）、ダダバエフ（2005年～2007年）による代表的な調査とその分析結果とが整理紹介される。その上で、本章後半では、最近のマハリヤの性格、特に政府との関係に焦点を当てて、本論文のために新たに実施されたアンケート調査の結果を紹介、分析している。これは、3つの農村部の州とタシケントの4州の141人のマハリヤ議長に41の設問に回答してもらった調査である。注目すべき結果として、以下の諸点がある。まず、農村部ではマハリヤを政府組織と考えている者が62%、自らを公務員と見做している者が51%、マハリヤ役員会を政府の一部と考えている者が46%であったのに対し、都市部（タシケント）では、それぞれ32%、32%、36%にとどまった。また、マハリヤの最も重要な機能（2ないし3）として挙げられたことが、農村部では地方政府を支援すること（82%）、地方政府に影響を与えること（46%）であるのに対し、都市部では前者が46%、後者が68%と逆転している。さらに、活動内容を政府関連と共同体関連に分けると、農村部では前者が69%だったのに対し都市部では前者は60%であった。全体として、マハリヤの政府組織的性格はそれなりに強いとはいえ、都市部ではそれがかな

り弱まっていることが確認された。

第6章では、マハリヤの比較対象として、日本の町内会とインドネシアの RT/RW が取り上げられ、それらの歴史的変遷が政府との関係を中心に検討されている。結論として、日本の町内会が戦時期においては政府機構の下部に組み込まれたこともあったが、現在では担う政府的機能の減少、政府からの介入の減少という点でかなり自律的な自治組織になっているのに対し、インドネシアの RT/RW は、社会組織とされながらも強い政府介入を受け、住民登録をはじめとした多くの政府的機能を担っていることが指摘されている。マハリヤは、それが文化と伝統によって住民に深く根付いていることも踏まえつつ、両者の中間に位置づけられる、というのが著者の結論である。

第7章の結論では、論文全体を要約する形で、マハリヤの性格について次のようにまとめられている。すなわち、マハリヤは、非政府の近隣自治組織であると同時に、日本の町内会やインドネシアの RT/RW と同様に、政府と住民を媒介し、伝統的価値を育み、地方政府との近い関係の中で一定の政府機能を担うという三点において東洋的なタイプの近隣組織であり、したがって、そこには政府的性格と非政府的性格が混合しているのである、と。

また、マハリヤの将来のありうる展開方向という本論文の第二の研究課題については、役員会が正式の政府組織となり、その他の総会や委員会などは非政府に純化するという第一のシナリオと、マハリヤの全体が非政府組織に純化しつつ、政府とは委託契約などを通じた関係を維持するという第二のシナリオが提示されている。

最後に、今後の課題として、調査対象の州をより拡大して都市と農村の違いを明らかにする、何度かの調査によって時系列の変化を確認する、調査対象を議長から住民代表へと拡大するなどの方策によって、さらに研究を発展させるべきことが述べられて、本論文は閉じられている。

II 論文の評価

(1) 論文の意義

本論文の意義として第一に指摘できることは、マハリヤについて、これまでの研究では憲法における「市民の自治組織」という規定にもかかわらず、実態においては政府からの統制が強く政府機能を代行させられている点を外在的に批判するものが多かったのに対し、そうした非政府組織であると同時に政府的性格が強いという矛盾が生み出された理由を、ウズベキスタン独立以降の国家建設の過程を内在的に辿ることによって明らかにしたことである。

とりわけ、そうした検討において、初代大統領カリモフの国家建設や民主主義導

入の構想の変遷を、スピーチや論文を素材にして内在的に分析した作業が有意義であったと評価できる。この作業を通じて、カリモフが市民の自治組織としてのマハリヤを重視しつつも、市場経済への移行や困難な国家建設の過程においてマハリヤを統治の手段として利用せざるを得なかったことや、政府機能をマハリヤやNGOに委譲することで市民の活動や発言を促進しようとする独特の民主主義イメージを持っていたことが明らかにされた。また、マハリヤに関する法律を網羅的に検討したうえで、そこに孕まれた4つの矛盾を明確に指摘したことも、本論文の貴重な貢献である。

第二の意義として、従来実施されてきたマハリヤに関するアンケート調査の結果を網羅的に検討したうえで、政府との関係に焦点を当てた質問を加えたマハリヤ議長に対する独自のアンケート調査を企画し実施したことが挙げられる。これによって、多くのマハリヤ議長によってマハリヤ役員会が政府組織と認識されていること、都市部のマハリヤにおいては政府組織的性格が相対的に弱くなっていることなど、貴重なデータが得られた。

第三の意義は、東洋的な近隣組織の他の事例との比較によってマハリヤの性格を明らかにするために、日本の町内会とインドネシアのRT/RWの歴史的変遷を検討したことである。これにより、政府からの自律性がかなり大きくなっている町内会と、依然として政府組織的性格の強いRT/RWとの中間にマハリヤが位置付けられることが明らかになり、マハリヤの現在の性格を歴史的かつ比較研究的に理解することが可能になった。

(2) 論文の問題点

しかしながら、本論文には問題点もいくつか存在する。第一は、マハリヤの性格を分析するうえで、政府組織と非政府組織との区別に関する理論的な検討が不十分だという点である。本論文では、役員報酬が政府から払われていること、マハリヤの決定が住民に対して拘束力をもつこと、議長の選出やマハリヤの活動に対して政府が強い統制力をもつことなどが個別に指摘されているが、これらが理論的に体系化されていたならば、マハリヤの性格をより厳密に規定することが可能になったと思われる。

第二は、時間的な制約もあったとはいえ、アンケート調査における都市部のサンプルがタシケントだけに限られている等の偏りが見られるうえに、そのバイアスが結果の解釈や論文の議論にどのような影響を与えるかの考察が十分ではないことである。また、アンケート結果の分析も、農村部と都市部との比較に限られており、より詳細な分析はなされていない。

第三は、言語的な制約もあり、日本の町内会やインドネシアの RT/RW の分析に用いられている文献・資料が限定的だという点である。もしも、より豊富な文献・資料を用いた比較研究を行うことができれば、現在のマハリヤの性格や今後の展開方向について、より多くの示唆が得られた可能性がある。

(3) 博士（比較法学）論文としての評価

以上の本論文の意義と問題点を踏まえつつ、博士（比較法学）の課程博士論文の判定基準に照らして評価するならば、以下のようなになる。すなわち、本論文は、①ウズベキスタンの独立以後の国家建設の過程で一貫して重要な位置づけを与えられてきたマハリヤの矛盾的な性格とその由来を内在的に検討し、今後の解決の方向を示している点で、(A)「アジア法整備支援および関連する領域に関わる実務的・理論的課題の発見・解決に貢献していること」の基準、②日本の町内会やインドネシアの RT/RW との比較研究を行っている点で、(B)「主として比較法学的・比較政治学的手法によること」の基準、③ウズベク語、ロシア語に加えて英語も用いて広く文献、資料を検討している点で、(C)「母国（支援対象国）の問題を取り扱っており、母語以外の言語を用いて関連の研究動向を分析し、それを前提にして議論を進めていること」の基準、④政府との関係を中心にしたマハリヤの性格およびその将来の展開方向という明確な研究課題を設定して独自の結論を提示している点で、(D)「問題設定が明確であり、設定した問題に対する自分なりの回答が出されていること」の基準、⑤従来の研究において外在的に批判されることが多かったマハリヤの政府との関係での矛盾的な性格をカリモフの政治思想の検討を踏まえて内在的に解明しているとともに、独自のアンケート調査による貴重なデータを用いている点で、(E)「従来の研究と比較して独自性が認められること」の基準、⑥歴史的な分析、大統領カリモフの政治思想の分析、マハリヤ関係の法制的な網羅的分析、アンケート調査の結果分析、他国の類似事例との比較分析など多角的な分析を結合して説得的な議論を展開している点で、(F)「論理的に堅固であり、予想される批判に対する回答が用意されていること」の基準を、それぞれ満たしている。

III 結論

以上に述べた通り、本論文は、1991年のウズベキスタン独立以後の国家建設の過程で憲法上も重要な位置づけを与えられてきたマハリヤの矛盾的な性格を内在的に理解したうえで、他国の事例をも参考にしながらその今後の展開方向について明確な見解を示しており、理論的ならびに実務的に大きな意義を持つ論文である。本論文には、既に述べたようないくつかの問題点も存在する。しかし、それらは、本論文

の意義を否定するほどのものではない。したがって、審査委員会は、本論文が博士（比較法学）の学位授与にふさわしい論文であるとの評価で一致した。